

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針(案)

令和4年〇月

総 務 省

1. 目的

移動通信市場においては、令和2年 10 月以降、MNO3社が新たな大容量かつ低廉な料金プランを相次いで発表したことに伴い、MNO3社の新たな料金プランとMVNOの料金プランが近接し、MVNO にとって従来の強みであった利用者料金の価格優位性の低下が顕著となった。

このため、MNO と MVNO 間のイコールフットイングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び当該設備を用いる卸電気通信役務の料金(以下「接続料等」という。)と利用者料金との関係の妥当性を検証する必要がある。

本指針は、接続料等と利用者料金の関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかを確認する検証の実施方法について定めるとともに、その結果に応じて接続料等と利用者料金の関係の調整その他の対応を行うための基本的な方法について定めるものである。

2. 用語の意義

本指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成 23 年総務省令第 24 号)及び第二種指定電気通信設備接続料規則(平成 28 年総務省令第 31 号)で用いる用語の例による。

- (1) **指定事業者** 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
- (2) **競争事業者** 指定事業者が設置する第二種指定電気通信設備に接続し、又は指定事業者が第二種指定電気通信設備を用いて提供する卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者
- (3) **接続料** 第二種指定電気通信設備との接続に関し指定事業者が取得すべき金額
- (4) **届出接続料** 電気通信事業法第 34 条第2項(同条第8項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出られた接続料

- (5) **利用者料金** 指定事業者が設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)のうち、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信(以下「携帯無線通信」という。)に係るものに関する料金

3. 検証の実施方法

(1) 検証実施事業者

指定事業者のうち、携帯無線通信に係る電気通信役務を提供する者

(2) 検証対象

本件検証は、指定事業者が提供する携帯無線通信に係る電気通信役務のうち、以下の①から③の要件を満たすものを対象とする。

- ① 指定事業者が現に提供しているサービス・料金プラン(以下「サービス等¹」という。)のうち、その料金の月額相当額が、競争事業者が現に提供する同等のサービス等(以下「競合サービス等」という。)の料金の月額相当額と近接しているもの(指定事業者が既に新規受付を終了するとともに当該サービス等の提供終了時期について公表しているものを除く)
- ② ①に示すサービス等のうち、競争事業者又はその関連団体から具体的な課題²に基づいて本件検証の対象とすべき旨の要望が寄せられたもの
- ③ ②において要望が寄せられたサービス等のうち、本件検証を行う合理性があることが有識者会合³において認められたもの

(3) 検証方法

本件検証の対象となったサービス等ごとに、利用者料金による指定事業者の収入と、当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用(接続料相当額及びその他の設備費用をいう。以下同じ。)を比較し、その差分が利用者料金で回収さ

¹ 単一の料金プランの中で、利用者が各自のニーズに応じてデータ通信容量のオプションを選択するものについては、本件検証において、各オプションを個別の料金プランとして取り扱う。

² 「具体的な課題」としては、競争事業者から指定事業者へ継続的に利用者が移行していることが定量的に明らかである場合や、競争事業者が①に示すサービス等と同等の価格で競合サービス等を提供することが困難であることが立証出来る場合などが想定される。

³ 接続料の算定等に関する研究会

れる営業費に相当する金額(以下「営業費相当額」という。)を下回らないものであることを確認することで、競争事業者が指定事業者のサービス等と同等のサービス等の提供を行うことが可能な接続料等の水準となっているかを検証する。

設備等費用、営業費相当額及び利用者料金の算出方法は以下のとおりとする⁴。

① データ伝送役務に係る接続料相当額

データ伝送役務に係る接続料相当額は、検証を行う年の前年度のうち最も通信量の多い1日における最大占有帯域及び設備容量の上限値(bps)を基礎として、月額 GB 単価(円/月・GB)を算出し、その価額にサービス等の平均使用通信量(GB)を乗じることで、算出する。

なお、具体的な計算式は、以下のとおり。

$$[\{\text{設備容量の上限値} \times \text{届出接続料}^{\ast 1} \text{の単価}\} / \{\text{最繁忙時(1時間)のトラフィック量/最繁忙時集中度}^{\ast 2} \times 30.4 \text{日}\}] \times \text{平均使用通信量}$$

※1 競争事業者又はその関連団体から本件検証を実施する旨の要望があった時点で競争事業者が指定事業者に対して支払っている予測接続料

※2 1年のうち最も通信量の多い1日内の最繁忙時(1時間)のトラフィック集中度

② 音声伝送役務に係る接続料相当額

音声伝送役務に係る接続料相当額は、指定事業者が競争事業者に提供する音声伝送役務に係る全契約数のうち接続機能を利用している割合により、以下のとおり算出する⁵。

(i) 全契約数の過半数が接続機能を利用している場合

基本料については音声伝送役務に係る届出接続料の基本料により、通話料については当該届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間に乗じた額により算出する。

(ii) 接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下の場合

基本料については音声伝送役務に係る卸電気通信役務の基本料により、通話料については音声伝送役務に係る届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間に乗じた額により算出する。

⁴ 各項目は月単位で算出することとし、月単位以外の形態で提供されているサービス等については、月額相当額に換算することとする。

⁵ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月策定)に基づく検証の結果、音声伝送役務に係る卸電気通信役務について、接続による代替性が認められた場合には、接続機能を利用している契約数の割合によらず、(i)の方法により算出することとする。

ただし、接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下となっている場合であっても、特段の事情により指定事業者が音声伝送役務を提供する競争事業者数のうち過半数が接続機能を利用しているときには、(i)と同様の方法で算出する。

③ その他の設備費用

インターネット接続サービスに係る費用、P-GW(Packet Data Network Gateway)に係る費用、他事業者に支払う接続料及び国際ローミングに係る費用の合計により算出する。

④ 営業費相当額

第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づく移動電気通信役務収支表の営業収益に対する営業費(社会貢献活動に係る営業費等指定事業者のサービス等(それに付随するものを含む。)の提供を直接目的としないものを除く。)の割合の直近5年間の平均値により算出する。

⑤ 利用者料金

(i) 利用者料金に関する割引の取扱い

利用者料金に関する割引については、以下に基づき、一人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとする。(ただし、社会福祉を目的とする割引であって、公的機関が発行する証明書の確認を要件とするもの及び非通信サービス等とのセット割引を除く。)

- ・ 指定事業者が提供する全てのサービス等に適用される割引にあつては、全ての利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- ・ 本件検証の対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引にあつては、当該一部のサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額

(ii) 音声通話料金の取扱い

利用者料金のうち、音声通話に係る料金については、本件検証の対象サービス等における各音声通話プランへの加入割合及び各音声通話プラン加入者が支払う平均通話料(定額料金及び従量料金を含む。)に基づく加重平均により算出する。

(4) 検証時期

指定事業者は、電気通信事業法施行規則第 23 条の9の3第2項に規定する予測接続料について接続約款の変更の届出後から、当該変更届出を行った事業年度内に、本指針に基づき検証を行うものとする。なお、本件検証後、次の事業年度に行われる検証までの間に指定事業者がサービス等を新たに開始し又は変更した場合には、必要に応じて臨時の検証を行うものとする。

4. 結果の公表等

指定事業者は、本件検証の結果を、その検証に用いた設備等費用、営業費相当額及び利用者料金の具体的な算出方法と併せて総務省に報告するとともに、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を遅滞なく公表する。

5. 本件検証の結果が不適合となった場合の取扱い

(1) 指定事業者が講ずる措置

指定事業者は、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

- ① 自らが提供するサービス等が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠として、検証結果の提出に併せて、以下に例示するもののうちいずれかを提示
 - ・ 本件検証の結果が、災害等事前に予測が困難な外的要因の影響によるものであることを示すもの
 - ・ 接続料等と利用者料金の関係が早期に改善することが見込まれる具体的な事由を示すもの
 - ・ その他本件検証の対象となったサービス等が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すもの
- ② 接続料等の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、利用者料金と設備等費用の差分が営業費相当額を下回る状況が解消される所要の措置

(2) 総務省が講ずる措置

指定事業者が(1)の措置を講じた場合、総務省においてその内容を確認し、なお価格圧搾による不当な競争を引き起こすものと認められるときには、電気通信事業法第 34 条第3項の規定に基づき、接続約款を変更すべきことを命ずる措置その他の是正に向けた措置を講ずるものとする。

6. その他

総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合には、指定事業者（必要な場合は、競争事業者）に対し関係するデータその他の情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うことができる。